

## 平成21年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月23日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	8
3番 菅野博子議員	8
7番 湯澤清訓議員	15
9番 福島忠夫議員	17
6番 岡田恒雄議員	20
管理者提出議案の上程及び説明	25
議案第6号の説明、質疑、採決	27
議案第7号の説明、質疑、採決	28
議案第8号の説明、質疑、採決	29
議案第9号の説明、質疑、採決	30
議案第10号の質疑、採決	32
議会行政視察実施について	33
管理者あいさつ	35
閉 会	35

平成21年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年10月15日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 日 時 平成21年10月23日（金）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第 6号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 2 議案第 7号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 8号 埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 9号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	福 田	悟	議 員	2 番	長 嶋	貞 造	議 員
3 番	菅 野	博 子	議 員	5 番	中 野	昭	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	現 王 園	孝 昭	議 員	9 番	福 島	忠 夫	議 員
1 0 番	大 澤	芳 秋	議 員	1 1 番	神 田	隆	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成21年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

平成21年10月23日（金曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第 6号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第 7号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第 8号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第 9号の説明、質疑、採決
- 第11 議案第10号の質疑、採決
- 第12 議会行政視察実施について

閉 会

○出席議員（13名）

1番	福田	悟	議員	2番	長嶋	貞造	議員
3番	菅野	博子	議員	5番	中野	昭	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	現王園	孝昭	議員	9番	福島	忠夫	議員
10番	大澤	芳秋	議員	11番	神田	隆	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井	保美	君
副管理者	原口	和久	君
副管理者	石津	賢治	君
代表監査委員	白津	吉英	君
会計管理者	新井	豊美	君
事務局長	原	勇	君
庶務課長	新井	久夫	君
施設課長	水村	清	君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井	治久
----	----	----

---

◎開会の宣告

(午前 9時05分)

○内野正美議長 ただいまから平成21年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

---

◎開議の宣告

○内野正美議長 これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程について

○内野正美議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

---

◎会議録署名議員の指名

○内野正美議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、12番、荻野勇議員、13番、小柳幸一郎議員、1番、福田悟議員を指名いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○内野正美議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月15日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

小柳議会運営委員長、お願いいたします。

○小柳幸一郎議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の発言許可をいただきましたので、日程第2、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る10月15日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明をさせていただきます。

日程第3、会期決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第5、一般質問、質問通告者は4名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第7、議案第6号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について。

日程第8、議案第7号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第8号 埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第9号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について。

日程第11、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第12、議会行政視察実施について。

以上であります。

なお、日程第6、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第11、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、白津代表監査委員より、決算監査報告がございます。その後休憩をとりまして、全員協議会を開催することと決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成21年人事院勧告に伴う期末手当等の改定が予想されます。当組合の職員の給料関係は、鴻巣市を準用しており、鴻巣市で議決されますと、当組合職員も改正となりますが、期末手当等の改定がなされた場合、特別職、議員について関連する条例の改正が必要となり、11月30日までに告示をする必要がございます。鴻巣市議会議決後、組合議会開会のいとまがないと認められますので、議会運営委員会といたしましては、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることにやむを得ないと全会一致で判断いたしましたので、ご報告を申し上げます。

また、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきましたが、議事進行の状況により、議長の判断で休憩をとり、昼食の時間を設けることとしております。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内野正美議長 ありがとうございます。

---

#### ◎会期の決定

○内野正美議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、10月23日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### ◎諸報告

○内野正美議長 日程第4、諸報告を行います。

管理者から6月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 本日ここに、平成21年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成21年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万9,455.17トン、粗大ごみ639.91トン、合計2万95.08トンであり、昨年度と比較いたしますと可燃ごみ914.35トンの減、粗大ごみ44.95トンの減、合計869.40トンの減でございました。

なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ1,162.74トンの可燃ごみを処理しております。

次に、灰の処分につきましては、合計2,279.84トンの処分をいたしておりますが、引き続き全量をセメント原料として委託処理しております。

また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉0.0019ナノグラム、2号炉0.00070ナノグラム、3号炉0.0022ナノグラムとなっております。それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在順調に点検作業が進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、フロートバイオシステムも順調に稼働しており、廃止基準の一つの基準でありますBODの数値も良好な結果となっております。なお、廃止に向けましては、毎年法律に定められた水質及び発生ガス等の調査を実施いたしており、その調査結果をもとに県の指導をいただいております。8月末には埼玉県環境科学国際センターの専門研究員から、原水のpH（水素イオン濃度）が高いという指摘を受けたところでございます。今後も埼玉県の担当部局と連携を図り、またさらなるご指導をいただきながら、早期廃止に向けて努力してまいります。

また、桶川市の岩崎市長さんから、「広域化を検討される際には、ぜひ桶川市もお仲間に入れていただきたい」との申し出がありましたことを昨年10月の管理者諸報告で申し上げましたが、本年6月15日、7月28日、10月5日にも岩崎市長が見えられ、同様のお願いをされております。「広域化の枠組みにつきましては、現在の2市1町に関係の深い地域から検討することになると考えております。もちろん相手の意向もありますが、何としても立地場所の地元の理解が得られるかどうか

が重要であると考えます」と申し上げております。立地場所も確定しておりませんので、広域化につきましては、今後も慎重に対応してまいりたいと考えております。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めるとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 管理者の諸報告が終わりました。

---

◎一般質問

○内野正美議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、議運の委員長からの申し出のとおり、昼食は用意しておりませんので、スムーズな進行をよろしくお願いいたします。

1番目の通告者、菅野博子議員の質問を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 おはようございます。通告順に一般質問を行います。

1、地元対策費の終結について。(1)、金額決定時の論議がどうされたか(額と期間など決定の根拠)。この間、昭和56年から60年の5年間で10億円、平成12年から21年の10年間で5億円の地元対策費が出されてきました。吉見町の一般会計に入れられ、地元の住民の理解の得られる負担金の活用をやっていただいていたと言います。地元の考え方自体が吉見町全体なのか、またはこの焼却炉のある周辺を言うのかで大分使い方が違うと思います。事業の優先順位なども含め、額と期間などが決定された根拠と、実際にどのように使われてきたかを伺います。

(2)、21年打ち切りができない場合の障害は何か。2月議会で1人の議員が、「地元感謝の意を示し、地元要望があるようなので、引き続き実施すべき」と発言し、それを受けて、「引き続き地元対策事業を実施し、農業集落排水事業をこの地で整備するのが悲願」とも管理者は述べています。行政需要は、とどまるところを知らずあるわけです。今後どのような額、期間の延長を考えているのか。また、打ち切りをした場合、ごみ焼却にどのような影響があるのか伺います。

2、検討委員会について。(1)、自治体の枠組み、処理量の決定の方向性はいつ示すのか。吹上地域のごみ処理の方向性について伺うものです。

(2)、現施設の耐用年数とまとまった資金投下が必要な事態があるとすれば、その金額。

(3)、立ち上げの時期。

(4)、検討される施設と予算の概要について伺います。

3、ごみ袋について。(1)、縛り口をつける形にできるか。これは45リットルの可燃ごみです。これは縛り口がありません。収集するときにも出すにも縛り口があるほうが楽なのです。縛り口が

ないために、ごみが満杯になりますと、ガムテープでとめて出す方が多々おられまして、ごみ収集のとき両手で持たなければなりません。作業効率も下がる事態ですので、45リットルのごみ袋について、縛り口がつけられないか伺います。

4、議員報酬の日当化と視察研修の見直し。(1)、議員報酬は日当にすべき。議会は年3回でほとんど半日か1日以内で終了すると思います。この春、全国の議員研修に出席しましたが、他の県の議員から、報酬制であることに驚かれました。日当制にできないのか伺います。

(2)、研修は必要度に応じて行うこと。機械的に1泊の遠方への視察旅行に行くのはいかがでしょうか。必要度に応じて柔軟に行うべきです。この10月15日には、さいたま市のリサイクルセンターが完成しました。県内での日帰りの視察や、また講師を招いての研修など見直すべきではないでしょうか。

(3)、上記による削減額は、ごみ袋の価格減や販売店の利益に回したいが、どうか。すべての市民がかかわる施策です。ごみ袋の価格減や10銭でも20銭でも販売店への利益増に回せないでしょうか、伺います。

以上が私の一般質問の骨子です。答弁いかんによりましては、自席より再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、菅野議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

1点目のご質問につきましては、平成9年、全国のごみ焼却施設で発生するダイオキシンが問題となりましたけれども、当組合では、埼玉県下で先駆的でありました平成10年度、11年度のダイオキシン類対策工事を実施するに当たり、その際、地元から迷惑施設の延命化につながると猛反対を受けました。「工事を実施するなら10年後にはここから撤収し、ごみ焼却場を他の場所に建てるべき」との抗議に対しまして、組合は「10年後にここから撤収する約束はできない」と断固として撤収の申し入れには応じませんでした。仮に、応じておりましたなら、ことしがちょうど10年目になります。協議は平行線をたどる中、平成10年12月に臨時正副管理者会議で、工事を実施する代償として地元対策をしたらどうかとの協議がなされ、1年につき5,000万円を4年間実施するとの合意がなされました。その後、平成11年2月議会で同意をいただき、地元から要望されておりました道路等の整備をしていくこととなりました。しかしながら、債権者との協議は決裂し、平成11年6月に、債権者から「ごみ焼却場工事差しとめ仮処分申し立て事件」を提訴されましたが、平成12年9月8日、和解に至ったのでございます。平成13年2月及び10月議会では、地元の理解があつて埼玉中部環境センターが運営できているのだから、施設がある限り地元整備は必要でないかのご指摘を受け、正副管理者の合意により、平成21年度を目途として地元対策事業を継続することとなった

のでございます。

次に、21年打ち切りができない場合の障害につきましては、例えば平成17年8月に鴻巣市内の鳥インフルエンザの発生に伴う鳥焼却処分におきましては、債権者は強く反対するのではあるかと考えておりました。債権者に直接お話を申し上げましたところ、中部環境がここに立地しているために道路等整備がなされているのであり、また鴻巣市は中部環境の構成市であるので焼却処分もいたし方ないということでもございました。続く地元説明会では、参加者から強い反対の声もございましたが、誠意を持ってお願い申し上げましたところ、ご理解をいただいたのでございます。しかし、地元住民の中には、焼却期間中「洗濯物を外に干せなかった」との根強い不安感を持っての苦情もございました。当組合が毎年地元対策事業を実施し、地元で誠意を示すことが必要と認識しておりますので、この事業を継続できない場合には、この場所に立地することに困難が生じるものと、このように考えております。

2点目の検討委員会につきましては、ご案内のとおり、本年2月に施設整備検討委員会から、ごみ処理方式、施設規模、余熱利用についての提言をいただいております。その趣旨に沿い、地理的条件やごみ処理の実情を考慮し、さまざまな課題を抱えている近隣の団体との広域化が必須と考えております。過日の正副管理者会議で、自治体の枠組みを視野に入れて、近隣の状況把握に努めましたが、自治体の枠組み、処理量につきましては、今後慎重に協議、検討していくこととしております。

また、吹上地域のごみ処理の方向性につきましては、当議会でも多くのご質問をいただいております。吹上地域のごみ処理は、まず彩北広域清掃組合と鴻巣市とで調整すべきものと認識いたしております。協議が調いました段階で、地元住民のご理解をいただき、解決できるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、現施設の耐用年数につきましては、当センターは設立して25年が経過しておりますが、この間、定期点検及び修繕を継続的に実施してきたため、処理率は90%以上と極めて良好な状態であり、大きなトラブルもなく推移してまいりました。平成18年度現在の全国のごみ処理施設で、30年以上稼働している施設は5%程度と伺っております。新施設の建設を視野に置きつつ、定期点検及び修繕を適切に行い、使用してまいりたいと考えております。

また、まとまった資金投下が必要な事態とその金額とのことでございますが、不測の事態が発生した場合には、施設整備基金で対応することとしておりますので、これを充当してまいりたいと考えております。

次に、立ち上げの時期と検討される施設と予算の概要でございますが、施設整備検討委員会の提言を尊重し、正副管理者で慎重に協議、検討をしてまいりたいと考えております。

3点目のごみ袋の縛り口につきましては、平成15年に45リットルの形状について、レジ袋と同じ形にする検討をいたしましたけれども、袋の製造業者からは、45リットルはごみが多く入れられる

ことから、その重さに耐えられず、破れやすくなるとのことで、形状の変更はいたしませんでした。レジ袋と同じ形にするには、袋の強度を上げなければならず、単価が高くなるため、現時点では難しいと考えております。

4点目の議員報酬につきましては、現在議会運営委員会で見直しの審議をいただいているところでございます。また、研修視察の見直しにつきましては、議会行政視察は埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の議員の派遣の規定に基づき、議会の議決で決定しております。したがって、削減額はごみ袋の価格減や販売店の利益増に回したいが、どうかのご質問でございますけれども、現時点でお答えすることは困難でございます。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 再質問を行います。

そうすると、今の答弁でいくと、とにかくここに焼却場がある限り、迷惑料として地元に残り続けるということですね。そうすると、そういう状況で300トンを急にどうやって対応していくのか。本当に安定的に確保できる状況につながるのかと思うのです。それと、壇上でも言いましたけれども、地元ですけれども、いわゆる吉見町の一般会計に入ってしまったわけですから、お金に色はついていませんよね。この金は5,000万が赤くて中部環境から来た金だって色がついているわけではありませんので、本当にその地元というのが、今の管理者の方の説明ですと、最初4年間を5,000万、4年間を目途にやったときには、それではだめだと言われて10年にしたらオーケーが出たと。それで鳥インフルエンザのときも、5億をくれたのだからということで、鴻巣も仲間だからとやってくれたということですが、結局金によって了承されているということでしたら、地元というのは本当に、この周辺の地元はどう出されたかというふうに受け取っているのだと思うのです、反対の期成同盟の方は。ですから、そこら辺が中部環境と地元の方との関係が本当に理解が進んでいるのかということを感じるので。この間、吉見町役場に行っているいろいろお聞きしたり、それからあそこの荒川荘のおふろに入って、皆さんどういことを話し合っているかなとも聞かせていただきましたが、役場に行けば一般会計に入っていますから、それと前回の議会で管理者は、この地域の、いわゆる農業集落排水が悲願なのでやりたいとおっしゃいましたけれども、役場にお聞きしますと、このほかの地域の農業集落排水は終わっていて、ここが最後だということです。では、ここの農業集落排水って幾らでできる予算なのですかと言ったら、東第二農業集落排水13億2,900万の予算を考えているということなのですから、なぜ一番最後なのか。建っているところが何で一番最後で、ほかの農業集落排水が先に終わってしまったのか。それは一般会計に入っているから、町の重要度の順序でやってきたのだと思うのです。そうすると、地元の方がどう理解するのかなと思うのです。その典型的なのが、おふろへ入って電気にかかってから、私は何も言いません。黙って座っていたら、建ったとき役員だったという方が、大変だったと。そういうことを男の方が、

おばあさんの、女性の方に言っているわけです。それで、いまだ反対していた人は、一回もこのふろに入りに来ないと、そういうことも言っておられるのです。

だから、自分たちは大変犠牲者になって、私たち吹上、鴻巣市民も含めて大変お世話になっているということは思うのですが、いわゆる10億、5億について、大変財政投資が行われているということがどうご理解されているのかなと思うのです。私は本当なら、この地元の地域の自治会がもし幾つかあるとしたら、地元の地域の自治会にそっくり補助金をおろすと。何らかの。その地域で何かやりたいことに、希望に沿って行政がお金を足しながらやるとかというほうがよっぽど目に見える地元対策費ではないかなと思うのです。事業が続く限り地元対策費が必要だというなら、前回、ことしの2月議会でなぜこういう話が、古くからこの事業をしている議員から出るのでしょうか。引き続き地元住民の要望があるようなら、引き続きやったほうがいいのではないかというのをわざわざ言って、それに呼応するように、「はい、やります」と答えているわけです。私はこれを見まして、特定の議員と何か特別な、古くやっている議員との親しい関係があり、影響しているのかと、そういうふうに思わざるを得ないような2月議会の議事録の答弁になっているわけです。もともとある限りやるというのなら、何でそういう答弁が出たのかと。この議員は、直前に北海道での雪祭りに、事務局も含めて数名で行ってきたと。公費を使っているのかどうか分かりませんが、たびたびこのような特定の議員との接触が行われてきて、それが議事上に反映しているのかなと、そういうことはないのか。行政の公正公平という立場からもどうなのかな、一定の懸念が出るのも当然ではないかなと思うのですが、こういうことも含めて1についてお伺いしたいと思います。

それから、検討委員会については、これからということですがけれども、きっちり大体いつぐらいまでがめどに、もつのだという、30年以上稼働しているのが5%しかないというのは大変よく管理していただいているということ、そのことが費用軽減につながっていくということで感謝を申し上げますけれども、吹上地域のごみ処理の問題なども、合併してもう5年目になっているわけですので、鴻巣市にとっては緊急の課題でもあると思いますので、いつぐらいという時期が示せるのか、お聞きします。

それから、ごみ袋については、そうですか、45リットルが縛り口をつけられないわけがわかりました。それにしてもよく破れますね、この袋は。まあよく破れます。ですから、ごみのはみ出して出ているのですけれども、破れるのは、今の袋は原価上の問題なののでしょうか。それとももうちょっと出せばもうちょっと強いごみ袋になるのか。前はこんなに破れませんでしたからね、改正する前は。ここら辺は形を変えられないというのなら、どう検討する余地があるのかお聞きします。

それから、4番目の議員報酬の日当ですがけれども、議会運営委員会で相談していただくということですが、管理者のほうから全国の例を調べて、こういう報告ですと。一定提案する方向性もあると思うのです。どう考えても一部事務組合があるなんて知らない人もいるし、傍聴者も余りいないし、大体年間3日ぐらいが半日か1日で終わっているのですから、私は日当でしかるべきだと思う

のです。他県の方が年間30万ぐらいもらうと言ったら、「ええっ」てびっくりしましたけれども、ひどい声でびっくりされましたけれども、その分やはり少ない予算で運営しているのですから、経費節減に努めるべきであると思いますし、なぜ視察研修は議会で確かにオーケーは得ていますが、なぜ遠方にバス借りて、CO<sub>2</sub>まき散らして行かなければいけないかなど。それはここだけに限らず、地方議会でもそうですけれども、まして埼玉県にしても都内にしても、大変自治体が多いわけですから、1日だけの研修とか、あと一番は今インターネットなどで資料をいっぱい取り寄せられるわけですから、百聞は一見にしかずもわかりますけれども、もう少し、もう少し全国の例に学んで、こういった面での経費節減というのはすぐできることではないかと思しますので、管理者のほうからも強力な提案というのが必要ではないかと思しますので、以上再質問です。

○内野正美議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、細部につきましては事務局からお答えをさせていただくことといたしまして、私のほうでお答えを申し上げるべき点について申し上げます。

まず、地元対策費の関係でございますけれども、地元で使われているのかどうかというご懸念がございましたと思います。これにつきましては、これは行政報告書で毎年ご理解をいただいておりますとおり、すべてこの地元に対策費は使われております。

それから、農業集落排水事業はなぜここが最後なのかというお尋ねもございましたけれども、これは吉見町が計画的にやっていることでございまして、この地域は農業集落排水事業の対象区域としても既に計画ができておりました。ほかの対策地域がすべて完了したものですから、最終的にここに着手をしたということでございます。

それから、自治会に出したほうがよろしいのではないかというふうなご意見もございましたけれども、自治会では公共事業をすることはなじみませんので、それは大変難しいことであろうというふうに考えます。

それから、検討委員会について、いつぐらいまでかという、いつぐらいまでに検討委員会を設置するかというふうなお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、この中部環境は既に設置以来25年が経過しておりまして、運転状況は良好でございますけれども、なるべく早い時期に新しい施設をつくっていくべきだろうというふうに思います。しかしながら、なかなか微妙な問題もございます。その一つは、立地の問題がございます。どこに立地をするのか、これが決まっていなければ、どういう規模のものをつくるか、どういうふうな枠組みにするかということも検討もできませんので、それらを早急に検討した後に、なるべく早くに検討委員会を設置していくべきだと、このように考えております。

それから、ごみ袋についてのことでございますけれども、このごみ袋についてはもう少し強いも

のを、やはり課題があるというふうに認識はしておりますので、安くて強いものを配布できないかということで、事務局で今検討をしているところでございます。

それから、議員報酬と研修に関してでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、議会で協議をしていただき、それから議会で議決をしていただいていると。それに基づいて執行しているということでございます。

管理者のほうからは以上でございます。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 私の事務局としての答弁は1点と認識させていただきました。菅野議員さんのご指摘の特定の議員さんと何かあるのではないかとのご指摘を承りました。断じてそういうことはございません。

以上でございます。

○内野正美議長 2回目の答弁は終わりました。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 地元負担金ですけれども、額の見通しとか期限というのは答弁で出てきませんでした。これが減額になって延長するのか、それとも今までどおり5,000万でいくのか。私もなぜそういうことを言うかという、鴻巣の議会の議員がやれと言ったのだからやります。でも5,000万でやれと言ったわけではありませんから。大変地方議会は、この議員も指摘しているとおおり、今税込減で、市民の皆さんはもう本当に緊縮予算を強いられているのです。北本、吉見についてはそうかは、思いませんが、日本の事情とは別枠ではないと思いますので。ですから、少しでも負担の少ないようにしていただきたいというのは、議員として私は当然だと思うのです。ほかの部分は削るけれども、この部分は削らないではなくて、もちろんごみを少なくする努力も住民にはお願いするけれども、費用も極力こちらの要望がどのぐらいあるのかも含めて、低額にしたいと。道路は、道路課みたいところで聞いたら、どれぐらいこれからあそこでやる場所があるのかと言ったら、20路線ですと。20路線って、では吉見町の財政でやる部分もあるわけで、これがなかったらどうするのですかと言ったら、それは吉見町の財政でやりますよねなんて話をしてきたところなのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのか、額と期間をどういうふうに考えているのか。

それから、工事をするときに、今どきこの工事はいつから始まるとか、幾らかかるとか、看板が出ますよね。そういうときに、ここは中部環境の地元対策費の一環としてやっていますという看板が地元で出て、地元の方のご理解をいただいているのか、そのことについてお伺いをいたします。

それから、雪祭りのときは断じて特定の議員とのあれはないと。公費も使われていないし、個人的に行ったということでしょうけれども、そこら辺は、帰ってきてすぐの議会で延長しろと。言わなくても延長するようになっていたというのですから、これは言ってもしょうがない論議ですけれ

ども、疑念のないような行政運営というのは必要であると思います。議員というのは、いわゆる執行部の政治姿勢をチェックする立場ですから、そこを私は踏み越えてはならない一線があると思って私は議員活動をしてきていましたので、そういうことがないという事務局長の答弁を覆すわけではありませんので、これは一言言わせていただきます。

それから、地元負担金について、吹上の問題がいつも出ますけれども、吹上は行田の彩北衛生組合にお願いしていますけれども、あそこは200万トンで環境アセスも済んでいるのです、既に。それで、地元負担金というのはないのですね。ですから、吹上選出の議員などは、やはり片方があって片方がない。そういうことなどでもやはり検討対象の一つには入るわけということも、結局経済が政治を決めるわけですから、ただごみ問題というのは非常に地元の皆様の理解が必要ですが、そういうことも次期の計画の中で勘案の一つだと私は思っています。次期の300トンになるかどうかわかりませんが、どこに新設をするかというときに、お金が幾らかかるかというのは大変大きな重要課題であると思っておりますので、この点は管理者としてはどうお考えなのか。

以上、再質問です。

○内野正美議長 3回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 まず、1点目の地元対策費を今後どういうふうにしていくべきかというお話でございますけれども、菅野議員さんご指摘のとおり、それは構成市町の財政状況も当然勘案すべきというふうに私は考えております。

それから、地元対策事業で、例えば道路の改修ですとか、あるいは側溝の整備ですとか、その場合に看板を立てているかというお話でございますけれども、これは地元対策費でやっておりますという看板は立てておりません。と申しますのは、町の単独費用も中に入っているからです。

それから、新しい施設の関係でございますけれども、これはやはり立地、どこに立地をするかというのが非常に重要な問題であろうということと、それから菅野議員さんご指摘のとおり、経費がその立地とどういうふうにかかわってくるかということも、これも極めて重要な要素になってくるであろうと、そのように認識をいたしております。

○内野正美議長 以上で菅野議員の質問を終了いたします。

2番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、日常的にも市民の方々からお尋ね、ご質問の多い事柄の一つでございます。ごみの種類によりまして、その扱いはさまざまではございますが、例えば当センターへの直接持ち込み、こういった要望などが絶えず聞かれるものです。そこで、ごみの取り扱いの統一に向けて、現

状と今後について伺います。

先ほどの管理者報告、この中にもございましたが、新規市町の加入等についても、こういったシステムの統一、システムを考える上で、もう先行してしっかりと検討しておくべきことだと考えております。また、当組合では施設の建てかえ、また新施設の建設、こういったことが大きな課題となっております。このような中におきまして、単にハード面、箱物をどういうものをつくるかという面だけではなくて、こういったごみの扱い方、個々のごみの認識、評価、収集から処理までの、そういった制度上の合理化に向けた、いわばソフト面でのごみの取り扱いの統一、こういったことも求められているのではないかと、こんな思いも込めての質問でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、湯澤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

ごみの取り扱いにつきましては、現在可燃ごみと粗大ごみの直接持ち込みの申請、それから許可の手続、これにつきましては、これは湯澤議員さんご案内のとおりだと思いますけれども、各構成市町の窓口で行っているものでございます。直接持ち込みの大半が粗大ごみでございますが、現在構成市町ごとに独自で有料化されておりますので、当組合に受け入れの窓口を開設するのは現時点では困難だと、このように考えます。

2点目の今後につきましては、新しい施設での直接持ち込みができるかどうかのことでございますけれども、新しい施設の建設に向けて協議していくべき課題だと、このように考えております。お話のとおり、ハード面だけでなくソフト面を考えていくということも、これも重要な検討課題と、このように認識をいたしております。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、第1の点で、現状では難しいと。正直これまでも何度か質問をしましたが、同様の答えでしたので、やはりまず第1には、その理由の一つとして、やはり人員ということが一番大きいものの一つではないかと思っております。この人員については、何かきょう別の件に関連した議案もあるわけですが、単に今回の取り扱いの統一だけではなくて、例えばホームページもしかり、窓口対応の充実ということもありましょう。そのほか地産地消などということを使って、いわゆる地域雇用、地域産業というのですか、雇用という観点からも、事あるごとにやはり人員の充実、拡充をお伺いしてまいりました。特にやはり今次世代に向けての大きなときでもありますし、今の職

員の方々の年齢構成等を考えても、そういった面からもまずは人員の増員、それも今のごみの状況を考えるならば、環境ということを考えるならば、単に3年、5年という話では全くなくて、10年、20年、それこそ50年、こういった長さでしっかりと人員計画を立てる上で拡充を図っていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

もう一つ、やはりこの後一般質問の中でもあるのですが、今ちょうど民主党政権にかわる中で、例えばごみということ、環境ということを考えれば、CO<sub>2</sub>の25%削減なんていう大きな、私のほうは進歩と言っていますし、変化もある中で、要はごみそのものの見方もすごく変わってきているわけです。それはもう以前からもそうですけれども、単なる邪魔者から、もちろん一方でより一層危険なものも出てくれば、他方でごみではなくて、要するに有価物ということ、それからもう一歩進んで積極的に環境に付与していくような、逆に積極的によいものというか、価値のあるものという流れもあるわけで、そういった我々の相手が変わってきている以上、こちら側もそれに向けてきちんとした対応をする、変化が迫るわけで、あとはごみ処理の技術革新なんかも大きいのですが、そういったときに、やはりこういった2市1町、またもしかするとそれがふえるかもしれない、そういう状況の中で統一の動きを図っていくのは非常に重要なことではないかなと思います。その点ではもう一点、単に市民といいますか、町民といいますか、ごみを出す方だけでなく、やはり業者の方、そういう方々との関連も、協議といいますか、そういったことも非常に重要になってくると考えております。この辺について、よろしければご答弁いただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○内野正美議長 2回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 業者との関連のご質問と受けとめました。毎年収集業者の説明会を構成市町ごとに実施してまいりました。構成市町の許可を兼ねている業者が、まずそれぞれの説明会に参加しておりましたので、合同で説明会を実施したほうがよいというような結論に至りまして、平成20年度から当組合を会場といたしまして、兼ねている業者もこの会場に一堂に会して、不合理さのないような説明会を20年度から実施してまいりました。今後につきましても、もう当組合ができるものにつきましては、構成市町と連携を図りながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○内野正美議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご協力に感謝申し上げます。

以上をもちまして湯澤議員の質問を終了させていただきます。

3番目の通告者、福島忠夫議員の質問を許可いたします。

福島議員。

○9番 福島忠夫議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、平成21年10月、埼玉中部環境保全組合定例会におきまして一般質問を行わせていただきます。よろしく申し上げます。

まず一番最初に、件名1、中部環境の現状と今後の課題について。要旨1、環境についての今後のCO<sub>2</sub>対策と取り組みについてお伺いいたします。鳩山首相が国連気候変動サミットにおきまして、公式に25%CO<sub>2</sub>を削減を表明いたしました。それは1990年を100としたときに2020までに25%CO<sub>2</sub>を削減するということでもあります。余り例がよくないのですけれども、例えば隣におります事務局長さんの身長159.5センチ、体重75キロから18.75キロの減量、体重で56.25キログラムにすることは可能性はかなり高いと思います。そういうふうにしたほうがかなり健康的に思えると思いますけれども、このたびの鳩山発言の2020年で25%CO<sub>2</sub>削減は、大変ハードルが高いものと思います。身長175センチ、体重58キロの書記長をしております成井職員の体重から43.5キログラムに減量するようなものではないかと思えます。大変に厳しいことだと私は思います。これを企業に置きかえてみれば、企業生命にもかかわるような厳しいものではないかというふうに思えます。オイルショック以来、国内の企業におきましては、省エネの取り組みが大分進んだそうです。その結果、CO<sub>2</sub>の削減はかなりなされているということですが、家庭やオフィスなどは相変わらずCO<sub>2</sub>の排出は微増というふうに聞いております。中部環境のごみ処理事業をすればするほど二酸化炭素が直接的に排出されることになるのですけれども、事業とCO<sub>2</sub>の排出の改善をどのようにしていくのかということと、またその工夫はされているのかということをお聞きしたいと思えます。

2つ目、新政権にかわったことにより想定される影響と変化についてお伺いいたします。内閣行政刷新会議が昨日初会されたそうなのですけれども、一般会計、また国政予算、今後の事業、そして今後当施設の老朽化していく中で、建てかえに向けての影響はどのようにあるのか、お聞きしたいと思えます。

3つ目として、パッカー車1名乗車について。これにつきましては、前回竹田議員さんが何度も一般質問をされていましたが、私の質問は多分それと反するものになるのかなと思うのですけれども、経済的なことや何かを考えていけば、多分私の言うふうなことがいいのかなというふうにも思うのですけれども、お聞きします。1名と2名の違いについてなののですけれども、1人と2人の違いだという、それは答えではないので、よろしくお聞きしたいと思えます。また、国内はもちろんなのですけれども、1名と2名との違いによって事故例の報告はあるのか。あるとすればどんなような内容なのか。経費面、私自身視察で学んだことなののですけれども、ほかの施設へ行って2名の乗車のところってほとんどない。大体1名で運転手さんが乗ってきて1人で後ろをあけておろすということを視察で見えてまいりました。

4つ目、地域対策についてなののですけれども、ただいま菅野議員さんから鋭い指摘もございましたし、各数字も出てまいりまして、追及がありましたけれども、同様の質問なので、重なるところ

があればそこは結構だと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

○内野正美議長 福島議員の1回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いいたします。  
管理者。

○新井保美管理者 福島議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目につきましては、CO<sub>2</sub>の削減には、現在の中部環境の状況からは、ごみを減量することが最も有効な方策でございますので、引き続き構成市町にごみの減量の啓発をお願いしてまいりますと存じます。また、管内協議会では、現在CO<sub>2</sub>の削減に効果のある素材を使用いたしました指定袋に変更することの検討をしているところでございます。今後新しい施設整備の検討をしておりますことになるわけでございますけれども、新しい施設では発電を主とした余熱の利用によりまして、CO<sub>2</sub>の削減に大きな効果があると、このように考えております。

2点目の新政権にかわったことで想定される影響につきましては、平成21年度で起債の償還が完了いたします地方交付税が関連することになりますけれども、現段階で交付税担当に確認をしたところでは、影響はないとのことでございます。今後の新施設整備につきましては、国の交付金は現在対象事業費の3分の1でございますが、これについて変化があるかどうかは現時点では不明でございます。

3点目のパッカー車1名乗車につきましては、一般家庭ごみの収集運搬業務は、関係する市や町と収集運搬業者との契約でございまして、2人乗車を条件としているところでございます。一方、事業系ごみの収集運搬業務につきましては、ごみを排出する事業者と収集運搬業者との契約でございまして、関係する市や町で2人乗車の強制をすることはできないというのが現状でございます。

4点目の地元対策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、地元で誠意を示すことが必要と、このように認識をいたしております。

細部につきましては、事務局のほうでお答えをさせていただきます。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

福島議員。

○9番 福島忠夫議員 まず1つ目の環境、CO<sub>2</sub>の対策なのですが、燃やして、ここの仕事の場合は燃やしてすぐCO<sub>2</sub>と直結してしまうので、なかなか難しいのかなというふうに思うのですが、よく私も行程というかプロセスというか、CO<sub>2</sub>が出るまでのからくりについてはよく理解していないのですが、燃やしてCO<sub>2</sub>が出る、これは当然燃えて煙突を通過して外に出てくるものだと思うのですが、煙突を通過するときCO<sub>2</sub>を別の物質に変えられればいいのではないのかなというふうに思うのです。Cは一生懸命集めて圧縮してダイヤモンドにするとか、Oはそのまま酸素で使えばいいのではないのかなというふうに思うのですが、ただCO<sub>2</sub>というのがなかなか安定性が高い物質で、ほかのものになかなか化けにくいということで、もちろん地域だ

とか県だとかというレベル程度では対策するのはなかなか難しいのかなというふうに思うのですけれども、車にも触媒があります。だからここで言う燃焼化させていく一番最後のところに触媒的なものをつけて違う物質に変えられたり、そういうのができればいいのではないのかなというふうに思って、別に答弁を求めるわけではないのですけれども、国、県や何かに要望書か何か出したらいいのかなというふうに思います。

どこの自治体でもそうかなというふうに思いますが、CO<sub>2</sub>についてはいろいろな場面で、角度でまた取り組んでいくのかなというふうに思いますけれども、北本市なんかの石津市長が先頭になりまして、自治体では日本で国内初だというCO<sub>2</sub>削減取引に参加をしたと。ここに新聞もあるわけなのですけれども、割合と積極的に環境に取り組んでいるのが北本市なのかなというふうにPRしまして、2つ目のところなのですけれども、政権がかわりまして、余り影響はないというご答弁でしたけれども、今後変化していくものと思いますので、情報の先取りをしっかりと反映させていただきたいというふうに要望します。

パッカー車につきましても、今答弁いただいたとおりで結構かと思えます。

4つ目の地域対策についてなのですけれども、これについて菅野議員さんも詳しく聞かれたのですけれども、1点、行政報告書の中で、歳出のところなのですけれども、農業集落排水管路施設全体設計委託というのがあるのですけれども、これはどんなふうに使われていて、地域対策にそれを貢献させるのかという説明をいただきたいと思えます。時期的にダイオキシンの対策から10年がたつことによって、当初10年ということだそうなのですけれども、今後につきましては正副管理者で慎重に審議されて判断されるように、ここのところは要望したいと思えます。

以上で2回目を終わります。

○内野正美議長 福島議員の2回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁を願います。

原事務局長。

○原 勇事務局長 私ども、先ほど菅野議員さんからもございましたけれども、町全体でやっているのではないかということですが、私どもあくまでもこの地域、第二地域に5,000万は使用されております。実績もちゃんといただいております。農業集落排水の設計委託ということでございますけれども、この集落排水事業は25年度に完了するというふうなお話を聞いております。中部環境の環境整備の最たるものということで先ほど管理者もご答弁されましたけれども、吉見町が集落排水事業にお使いになるということで設計委託も1,270万の実績を計上させていただきました。

以上でございます。

○内野正美議長 以上で福島議員の質問を終了いたします。ご協力また感謝申し上げます。

4番目の通告者、岡田恒雄議員の質問を許可いたします。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 岡田恒雄でございます。平成22年度予算編成等についてお伺いをいたします。

1番、近い将来建設が予定されている新施設、これは附帯設備も含まれます。に向けて施設整備基金をふやすことについてであります。廃棄物処理施設長寿命化計画によると、平成18年度のごみ焼却施設数1,174施設で16年以上稼働した施設は、総数の約5割で556施設、当組合施設は26年から30年に該当いたしますので、約1割の数しかないとのことであります。ということは、適切な管理運営がされてきた証明かとも考えられますが、しかしいつ大規模な修繕が必要になるかわからない状況であると思っております。そのような不測の修繕に即応し、一般財源に影響を与えないで解決する手法が施設整備基金の活用であります。これはあくまで修繕が可能が前提で、最悪の場合、施設全体が稼働不能になることもあり得る施設であることを忘れてはならないというふうに思っております。次期焼却施設建設に向け、施設整備検討委員会では既に提言書も提出済みであります。県の中期計画による30万人300トン規模での試算では、トン当たり単価3,800万円と仮定をいたしますと、事業費114億円、これは用地費は含んでおりません。内訳は、交付税26億6,000万円、起債73億5,300万円、自己財源13億8,700万円であり、これらはリサイクルプラザや余熱利用施設は含まれておりません。それらを考慮いたしますと、起債による後年度負担を少なくするには、自己財源をできる限り多く持たなければなりません。本年度をもって起債の償還が終わり、同時に交付税算入もなくなります。本年度起債焼却分利子分も含め、2億7,387万2,000円、交付税1億3,100万円を差し引き、1億4,287万2,000円が来年度の影響額であります。構成市町も種々事情もあろうかと思いますが、その分負担金の削減に充当することなく、一部を基金として積み立てることはどうなのか、見解を求めます。

2番、財政調整基金の適当な額についてであります。財政調整基金の適当な額というのは、見解、認識によってさまざまだと思われませんが、当組合の場合、不測の修繕に直面した場合には、施設整備基金において対応できることになっておりますので、多額の財政調整基金は必要ないものと考えられます。おおむねどの程度の基金があればと考えているか、見解をお示し願いたいと思います。

3番、財政調整基金と施設整備基金の組み替えについてであります。財政調整基金は、組合の財源の調整を図るための基金として平成4年、条例第6号として施行され、今まで起債の償還や修繕費等の経費に充てられてきました。しかしながら、本年度の財調の処分は構成市町の負担金削減のため、7億5,000万円を基準とした鴻巣市分8,894万6,000円、北本市分7,219万7,000円、吉見町分2,685万7,000円を削減をいたしました。財政基金条例第5条では、財政上支障があるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて振りかえ運用できるとしております。このことは、仮に管理者が財政上必要があると認めても、処分した1億7,800万円は方法や期間を定めて順次もとに戻さなければならぬものと理解を私はしております。本年度当初予算は、2市1町の負担金削減ありきで始まったことで、条例第6条の年度間の当組合の財源に不足を生じさせ、財調を処分したもの、組合には何の責任のない事例であり、本末転倒であります。本来組合の財源の不足は、不測の事態が生じた場合と考えられるのが妥当であります。平成20年度末の財政調整基金残高は4億8,468万

円余りでありました。今年度末残高は3億1,132万円余りとなる予定であります。構成市町は、一部事務組合の懐を当てにしてはならないものと考えております。当組合の財調は、2市1町の財源を調整するものではありません。適当な基金以外は一刻も早い施設整備基金に組み替えをすべきと考えますので、見解をお示し願いたいと思います。

次に4番、施設整備基金条例の改正についてです。当条例は、平成14年、条例第10号として施行され、当時はリサイクルプラザ基本構想策定中で、ごみの資源化の進展が示され、平成15年にリサイクルプラザ基本計画書も策定されました。この基金は、リサイクル施設建設のための基金及び現焼却施設の修繕のためのみの基金条例であります。今までに処分されたことはなく、平成21年度で5億8,174万円余りの基金があります。しかしながら、新炉建設や余熱利用施設建設を考えると、同条例第1条は不十分なものと考えますので、見解をお示し願いたいと思っております。

次に5番、好転する見込みのない構成市町の財政の影響を組合にしわ寄せしない負担金のあり方についてであります。地方自治体にとって来年度予算編成も恐らく厳しいものであろうと推測をされ、構成する2市1町もその例に漏れないであります。当組合は、新施設附帯設備も含む建設で、莫大な費用を必要としております。建設時までいかに自己財源を持つかによって、その後の財政負担に大きな影響が出るものと思います。焼却炉部分では試算はされているものの、リサイクルプラザや余熱利用施設建設費は試算されていない中で、今後どのような負担が、また要旨3で述べた繰り戻しを考慮に入れた負担金のあり方について見解をお願いいたします。

次に6番、迷惑施設から地域貢献型施設にするための地元対策についてであります。当時の正副管理者間で、地元対策費は平成21年度を目標年度としているとのことあります。当センター建設の経緯は、当初鴻巣でとの計画で2地区で反対運動の末、吉見町で引き受けていただいたことは今さら言うまでもありません。しかしながら、地元住民から強い反対が繰り返されましたが、吉見町関係者の寝食をも忘れた血のにじむような努力の結果、当地に建設されましたが、その後ダイオキシン対策工事の際にも工事差し止め仮処分を求める訴訟が起こされ、法廷で争われましたが、11項目にも及ぶ和解条項により和解が成立したことは記憶に新しいところであります。このような焼却施設は、全国津々浦々、地元の理解なくして運営することはできません。当センターで焼却することになった鳥インフルエンザの際にも、直ちに理解を示していただいたのもごく最近の出来事でありました。目標年度を本年度となっておりますが、それはあくまで目標であり、まだまだ地元要望もあると聞いておりますし、新施設建設の重要な時期でもありますので、地元対策事業は減額の理解を得た上で、構成市町の大きな負担とならない程度の継続をするべきであります。当センターが順調に運営されているのも、地元の理解あってこそその話であり、今後においても迷惑施設から地域貢献型として住民の皆さんに愛されるセンターとして運営を続けられるようにすべきと考えます。管理者の見解をお願いいたします。

7番、新施設建設に向け業務多忙となる組合職員の増員についてであります。当組合職員は、20年

度末をもって2名の職員が退職となり、現在は臨時職員として対応しております。業務の不安定な要素は否めない状況と思っております。今後の施設建設をかんがみ、準備期間も含め、組合職員の増員の考え方をお示し願いたいと思っております。

○内野正美議長 岡田議員の1回目の質問が終了いたしましたので、執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 岡田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の施設整備基金をふやすことにつきましては、当組合は新しい施設整備に向けて動き始めたわけでございますので、新施設建設時に多額の特別負担金とならないように、今後必要とされる自己財源としての施設整備基金について、計画的に積み立てをしていかなければならないと、このように考えております。ご提言の趣旨に沿いまして、正副管理者で協議してまいりたいと考えております。

2点目の財政調整基金の適当な額、3点目の財政調整基金と施設整備基金の組み替えにつきましては、財政調整基金保有適正額は、一般的に地方自治体では標準財政規模の5%ないし10%が妥当とされております。お話のとおりでございますが、当組合の財政調整基金の現在高は、本年度取り崩しをしておりますので、お話にありましたとおり約3億1,000万円余りでございまして、適正規模の3.1倍というふうになっております。新施設整備に向けて施設整備検討委員会からのご提言によりますと、300トン規模の焼却施設の場合の試算では、自己財源は13億8,700万円必要としておりますので、構成市町と議会のご理解をいただきつつ、施設整備基金に組み替えていかなければならないだろうと、このように考えております。

4点目の埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正につきましては、本議会に新施設整備に向けての運用目的の整備を図る改正をお願いいたしておりますので、その趣旨に沿ってご協議いただきたいと存じます。

5点目の負担金のあり方につきましては、当組合は新施設整備に向けて、お話のとおり施設整備に不安のない自己財源の確保に努めていかなければならないと考えております。

6点目の地元対策につきましては、お話のとおり、地元のご理解があつてこそ当センターが順調に運営できるものと認識をいたしております。地元対策事業は、減額してでも続けるべきとのご提言の趣旨に沿って、正副管理者で協議してまいりたいと存じます。

7点目の組合職員の増員につきましては、現在資格を持った職員は、電気技士が60歳を超えておりまして、またボイラー技士も57歳となっております。したがって、見習い期間も含めて早急に検討しなければならないと考えております。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 前向きな答弁であったなというふうに思っておりますが、このことについては、管理者としては新炉を含む一体的な施設建設に並々ならぬ姿勢がうかがえて、自分にもひしひしと感じるわけであります。今後正副管理者との協議を進めていただいて、よりよい施設建設に邁進をしていただきたいと。そのためには、我々も正副管理者の意向に沿い、協力を惜しまない考えであります。

再質問をかなり用意いたしましたのですが、議長さんからの要請もありますので、ごく重要な部分について1点だけ質問をさせていただきたいというふうに思います。それは、施設整備検討委員会の提言以降、次の段階として、新炉建設のための委員会の設置を早期に立ち上げなければならないなというふうに考えておりますが、答弁にもありましたように、立地の問題、枠組みの問題、それから既に策定はされておりますリサイクルプラザの基本構想、それから基本計画、これは既に広域化を図る上で当てにならない計画となってしまいました。これも含めて策定をしなければならないのではないかと感じております。そして、余熱利用施設の問題についてもどれくらいかかるのか。視察で基礎知識は得ておりますが、この部分についてもまた検討していかなければならない。特に立地の部分につきましては、口に出せない部分がありますので、非常につらいところもあろうかというふうに思っておりますが、新炉建設のための検討委員会を早期に立ち上げていただかないと、我々の任期中には終わらなくなってしまうのではないかなと。任期を過ぎますと、メンバーがかわったり何かすると、またその部分大変なことになろうかなというふうな思いで、その1点だけ再質問をいたしますので、答弁お願いいたします。

○内野正美議長 2回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 岡田議員さんのお話のとおりだというふうに私も認識をいたしております。新しい炉だけでなく、リサイクルプラザをどうするか、あるいは余熱利用施設をどうするか、それらにつきましてはやはり立地と、それから規模、これらを確定していかなければならないというところがございまして、かなり微妙な条件を含んでいる内容でございます。先ほどの菅野議員さんのご質問でも申し上げましたけれども、過日新しい枠組みを視野に入れた周辺の市町のごみ処理の状況、それから施設規模をどの程度にしたならば、どのくらいの費用が必要か、その辺のところを極めて概算でございますけれども、資料を作成いたしまして、正副管理者でもって検討をしたところでございます。そういうふうな状況でいるところでございますけれども、お話のとおりなるべく早い時期にこれらについて検討していかなければならないということは、全くご指摘のとおりでございます。お話にもやはりございましたとおり、この施設が既に25年を経過しておりますので、いつまでもつ、この状況でもっていい状況が保てるかというのは、かなりもう差し迫った状況というふうにも認識をいたしておりますので、できるだけ早い時期に枠組みを決め、それから立地を決め、そして議会にお諮りをして、早くつくっていききたいというのが今考えているところでございます。

○内野正美議長 2回目の答弁が終わりましたので、岡田議員さん、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○内野正美議長 はい、ありがとうございます。

以上で岡田議員の質問を終結いたします。

通告のありました一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩を行いたいと思います。

10時50分から行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時33分

---

再開 午前10時56分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

ここで、代表監査委員入室のため、暫時休憩といたします。

少々お待ちください。

休憩 午前10時56分

---

〔監査委員入場〕

再開 午前10時57分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

---

#### ◎管理者提出議案の上程及び説明

○内野正美議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第6号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましては、加須市が埼玉県市町村総合事務組合規約第4条第3号に掲げる事務に加入するため、同組合規約を変更することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

議案第7号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の第11条を改正し、育児短時間勤務職員の勤務形態について、規定の整備を図りたいとするものであります。

議案第8号 埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例については、新しい焼却施設の建設をも視野に入れた内容といたしたく、第1条の条文

の整備を図りたいとするものであります。

次に、議案第9号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,741万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,552万6,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金1,880万4,000円、諸収入、受託事業収入860万7,000円の増額であります。歳出につきましては、総務費、総務管理費、一般管理費39万5,000円の増額、施設整備基金費4,549万9,000円の増額、衛生費、清掃費、清掃総務費42万6,000円の増額、塵芥処理費1,890万9,000円の減額であります。

次に、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は10億8,635万3,090円で、予算現額に対し206万5,090円の増であります。歳入の主なものといたしましては、構成市町負担金7億3,700万円及び地方交付税分負担金1億3,709万5,000円、使用料及び手数料1億1,299万7,080円、繰入金3,181万3,000円、前年度繰越金4,252万9,693円、諸収入2,082万7,026円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額10億6,254万8,181円、執行率98%であります。歳出の主なものは、塵芥処理費6億3,092万3,575円、公債費2億7,387万1,080円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、議案第6号から議案第10号までの5議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

○内野正美議長 以上で提出議案について管理者から説明が終わりました。

ここで、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般決算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願い申し上げます。

白津代表監査委員。

○白津吉英代表監査委員 議長さんからご指名をいただきました代表監査委員の白津でございます。今お話のありました件について、監査の結果をご報告させていただきます。

地方自治法第233条の第2項に基づきまして、去る8月11日に管理者から付されました平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会のほうから選出されております大澤監査委員さんとともに、その内容を審査させていただきました。その結果についてご報告を申し上げます。

決算書及び附属書類につきましては、適正に作成されております。また、現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等を照合させていただきました結果、その計算数値には誤りはなく、その内容も適

切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。

○内野正美議長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時03分

〔監査委員退場〕

---

再開 午前11時56分

○内野正美議長 引き続き本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第6号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第7、議案第6号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第6号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

本議案は、埼玉縣市町村総合事務組合から平成22年1月20日までに議決書の提出が求められておりますので、本議会に提案いたしたいとするものであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めたいとするものであります。

1枚めくっていただき、議案第6号資料、新旧対照表をお願いいたします。別表第2第4条第3号に掲げる事務は、交通災害共済に関する事務であり、「朝霞市」を「朝霞市 加須市」に改めたいとするものであります。

加須市は、交通事故対策の一環として、民間の損害保険会社に委託し、市民交通傷害保険制度を行ってまいりましたが、現行の制度を存続していくことが困難となり、また平成22年3月23日には騎西町、北川辺町、大利根町との合併が予定されており、騎西町、北川辺町、大利根町は交通災害共済に関する事務に加入しているため、合併前に加入いたしたいとするものであります。町村はすべて加入しておりますが、加須市が加入することにより、県内40市のうち未加入市は18市となりま

す。また、平成22年3月23日に合併が予定されている久喜市は、既に参加しております。  
以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第7号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第8、議案第7号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第7号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本年度、国の勤務時間が1週当たり40時間から38時間45分に改正されたことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条が改正され、平成21年4月1日から施行されました。これに基づきまして、職員の育児休業等に関する条例第11条、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態を改めたいとするものであります。

1枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。現行の条例第11条第1項第1号ア、イにつきましては、国の勤務時間が1週当たり38時間45分となり、育児休業法の第10条第1項第1号から第4号を適用することが図られることとなりましたので、削除いたします。第11条第1項第2号アを第1号に改め、イを第2号に改め、現行の1週当たりの勤務時間が19時間30分から24時間の

範囲として勤務形態が定められたおりましたが、育児休業法の第10条第1項第5号の規定により、19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分と勤務形態を改めるものであります。

この案件につきましては、吉見町は3月議会、鴻巣市、北本市は6月議会で改正されております。以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第9、議案第8号 埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明がありました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

施設整備基金は、平成14年、リサイクル施設建設及び焼却施設修繕に要する経費に充当するために設置された基金であります。平成15年、リサイクル施設建設に向け検討してまいりましたが、その後市町村合併の協議等もあり、新しい焼却施設と併設が望ましいとの見解が出され、凍結となりました。本年2月には、施設整備検討委員会から管理者に提言書が提出されております。新施設の整備に向け、施設整備基金の運用目的の整備を図りたいとするものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。第1条中、「本組合のリサイクル施設建設及び焼却施設

修繕」を「本組合の焼却施設の建設及び修繕並びにリサイクル施設の建設」に改めたいとするものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第10、議案第9号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第9号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,741万1,000円を追加し、予算の総額を10億3,552万6,000円といたしたいとするものであります。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款繰越金、1節繰越金は、繰越金の確定に伴い1,880万4,000円を追加し、2,380万4,000円といたしたいとするものであります。

6款諸収入、1節ごみ処理受託事業収入860万7,000円は、5月14日から6月23日まで、小川地区

衛生組合から焼却炉の修繕のため、ごみの受け入れを家庭系ごみ処理費、トン1万2,000円の480トン、事業系ごみ処理費、トン2万3,000円の240トン、合計720トン、1,100万円を予定しておりましたが、ごみ量の増加及び修繕のおくれによる期間延長のため、家庭系ごみ168.67トン、事業系ごみ274.07トン、合計442.74トン、61.49%増加いたしましたので、860万7,000円補正をいたしたいとするものであります。

歳出についてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。2款総務費、4節共済費、職員共済組合負担金51万4,000円は、5年に1度財政再計算を行い、短期経費、長期経費、追加負担金など13項目の掛け率の引き上げに伴い、庶務課職員3名の増額をいたしたいとするものであります。公務災害補償基金負担金9,000円は、当初平成19年度決算で予算計上いたしましたが、20年度決算の確定に伴い、職員5名分増額をいたしたいとするものであります。

8節報償費5万円は、組合表彰規定第4条の規定に基づき、当初2名分を予算計上させていただきましたが、6月30日の基準日では該当する議員さんは1名でございましたので、減額するものであります。

19節負担金、補助及び交付金、埼玉縣市町村総合事務組合負担金につきましては、退職手当組合にかかわる率の引き上げに伴い、7万3,000円の増額をいたしたいとするものであります。

27節公課費、公害健康被害補償予防協会賦課金につきましては、公害健康被害に対する補償給付等の財源に充当されるもので、汚染負荷量賦課金の確定に伴い、15万1,000円を減額するものであります。

23節施設整備基金費、25節積立金4,549万9,000円は、施設整備基金に積み立てをいたしたいとするものであります。

3款衛生費、1目清掃総務費、4節共済費、職員共済組合への負担金につきましては、掛け率の引き上げに伴い、施設課職員2名分を32万7,000円増額いたしたいとするものであります。

19節負担金、補助及び交付金、退職手当にかかわる率の引き上げに伴い9万9,000円増額いたしたいとするものであります。

2目塵芥処理費、13節委託料につきましては、入札執行に伴い、運転管理業務委託料412万8,000円、焼却炉等定期点検整備委託料629万円、環境調査業務委託料520万5,000円、排ガス分析装置保守点検委託料37万6,000円、計装設備点検委託料105万減額するものであります。

15節工事請負費につきましても、入札執行に伴い、CO、NOx分析計交換工事186万円減額するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、採決

○内野正美議長 日程第11、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 2点だけ議事録にとどめておきたいと思いますので、お聞きします。

施設整備基金の今後の方向性と、それからごみ袋の有料化について、決算を踏まえてどのような論議がされているか、お聞きします。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 施設整備基金の1点目のご質問でございますが、再三お話ししているとおり、施設整備基金……

〔「再三じゃだめですよ」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 失礼いたしました。申しわけございません。施設整備基金につきましては、できる限り積み立てをいたしたいというのが考えでございます。新しい施設に向けて、今も条例が経過したわけでございますので、ご理解いただいて、議決をいただいて、新しい施設に向けての資金組み替えもできるようなご理解も賜りましたので、できる限り積み上げていくということで1点目の回答といたします。

それから、ごみ袋の今後の方向性なのですが、やはりこのごみ袋の主眼とするのは構成市町でございます。私どもの所管ではございませんけれども、管内協議会の中心となっただき、新しいごみ袋の今検討をなされておりますので、その方向も正副管理者に報告をされて、導入されるもの

と認識しております。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○内野正美議長 いいですか、ほかに。

〔「はい」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議会行政視察実施について

○内野正美議長 日程第12、議会行政視察実施についてを議題といたします。

視察内容について事務局長より細部説明をいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議会行政視察研修（案）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。期日は平成21年11月11日、12日の1泊2日であります。視察先は、11日、栃木県栃木地区広域事務組合「とちぎクリーンプラザ」。12日、福島県福島市「あらかわクリーンセンター」であります。

2 ページをお願いいたします。11日、埼玉中部環境センターを8時集合、出発であります。とちぎクリーンプラザを10時から1時間30分の視察を予定しており、宿泊地には17時に到着する予定であります。12日、9時20分に出発し、あらかわクリーンセンターを10時から1時間半の視察を予定しております。なお、当センターには17時に到着予定であります。

視察先の詳細につきましては、3 ページに記載してございますが、本年度の視察先は運営管理に特徴のある施設を計画させていただきました。

以上でございます。

○内野正美議長 ただいま事務局長より視察内容についての説明がありました。

何か質問がございますか。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 この視察の参加、不参加の回答はいつしたらいいでしょうか。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 ここで研修の提案いたしましたことで、これが議会の承認をいただければ、この会議終了後ご通知を申し上げます。先に通知を出すことはできませんので、会議規則で……

〔「わかりました」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 ですから、通知に記入してありますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 先ほどの一般質問のところで大変関係深いのですけれども、運営方法についてなら視察しなくても資料をもらってできないものなのか。わざわざ福島まで行かなくても。その辺をお聞きしたいと思います。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 この私ども中部環境組合ができて以来、ずっと視察研修を実施してまいりました。見直しをさせていただき、これからお話ししますけれども、10年、11年度クラスは2泊3日で行っていただきました。しかしながら、それは正副管理者の協議のもと、1泊2日、議長との了解をいただいて1泊2日にしました。しかしながら、今新しい施設をするのにガス化溶融炉とか、そういういろいろなものを見てきます。今回はPFIをやったらどうかというご意見も議会から出ています。施設整備検討委員会でも出ております。ですから、特殊な運営方法を議員各位が見ていただきたいということで計画したのであります。

以上でございます。

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 今事務局長の答弁によると、1泊2日はもうずっと通年限定してしまっていますが、それでは違うのではないですか。1泊2日、2泊3日、なぜ1泊2日だけでは物足りないのか。遠くに施設を見に行くときに1泊では不可能だということで2泊というようなことがあり得るのだということだったのですけれども、私の認識が違えば変えますから。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 岡田議員さんの言うとおりで。そういう認識で以前2泊3日で九州のほうへ行った経緯がございます。ですから、2泊3日は定番だったことも、その状況に応じては2泊3日というふうな議会の申し合わせがあるということに訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。

○内野正美議長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。議会行政視察の案のとおり、実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会行政視察の日程のとおり実施することに決定いたしました。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎管理者あいさつ

○内野正美議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいているところでございますが、供用開始以来26年目を迎えており、施設も老朽化してきております。ご案内のとおり、ことし2月3日、施設整備検討委員会から、今後の施設整備に向けて提言をいただき、施設規模につきましては、「より効率的、経済的な施設規模として300トン以上が望ましいと考え、広域化が必須」という内容のご提言をいただいております。私も全く同様の認識でございます。施設整備に向けて何よりも重要なのは、立地場所の地元住民の理解、協力が得られるかどうかであると考えます。立地場所につきましては、現在未定であります。非常に微妙な問題であり、広域化の枠組みと同様、慎重に考えていかなければならないと思っております。

一般廃棄物の処理は、現代社会において欠かすことのできない重要な業務であります。住民生活に支障を来すことのないよう今後の施設整備に向けて鋭意努力してまいりますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様のより一層のご活躍とご健勝をご祈念申し上げて、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○内野正美議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成21年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会といたします。

議員各位には、大変ご協力いただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 零時 25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年10月23日

議 長 内 野 正 美

署 名 議 員 荻 野 勇

署 名 議 員 小 柳 幸 一 郎

署 名 議 員 福 田 悟